

収入保険制度へ加入される方へ

～収入保険制度加入促進支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響や、自然災害などの農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えるため、収入保険へ加入される農業者の皆さまを支援いたします。

1. **対象者**(下記の要件をすべて満たしていること)
 - ・市内に住所を有する個人又は法人(青色申告)
 - ・収入保険制度に加入していること
 - ・市税等の滞納がないこと



2. **対象期間**(対象となる契約)

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
保険期間が開始となる契約

3. **支援金の額**

加入者が負担する掛捨て保険料及び付加保険料の
2分の1の額(上限15万円)

※予算の範囲内のため、減額される場合があります。

4. **申請方法**

申し込み時に茨城北農業共済事務組合へ関係書類を
提出する

5. **申請期限**

令和3年12月28日(火)まで

※加入をご検討の方は、申込み申請に時間を要すると共に、支援金の予算には限りがありますので、お早めに(11月下旬を目途に)茨城北農業共済事務組合へご相談ください。



裏面へ続く

6. 注意事項

- ・支援金の額を算出するための保険料及び付加保険料については、令和4年1月1日時点の額となります。
- ・保険料未納等により被保険者でなくなった場合は、支援金を返還していただきます。

【支援金の支払例】

基準収入⇒1,000万円，補償限度額⇒80%，支払率⇒90%とした場合

[農家負担] 約 8.9 万円 + 約 2.0 万円 = 約 10.9 万円

(保険料) (付加保険料)

☆支援金は、約 10.9 万円×1/2=約 5.45 万円となり、農家負担も同額となります。

☆この他，積立方式も設定することができますが、積立保険料は支援金の対象外となります。

【申し込み、保険に関するお問い合わせ先】

- ・茨城北農業共済事務組合 事業第1課
常陸太田市木崎二町 1733 番地の1 ☎0294-72-6226

【支援金に関するお問い合わせ先】

- ・ひたちなか市 経済環境部 農政課
ひたちなか市東石川2丁目 10 番 1 号 ☎029-273-0111 (内線 1332)

